



Title	M・デュヴェルジェ 政党論(一九五四)
Author(s)	十亀, 昭雄; SOGAME, Akio
Description	書評
Citation	北海道大學 法學會論集, 6, 130-141
Issue Date	1956-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27747
Type	departmental bulletin paper
File Information	6_P130-141.pdf



書 評

M・デュヴェルジェ 政 党 論 (一九五四)

Maurice Duverger, *Political Parties* (1954), translated by B. & R. North

十 龜 昭 雄

従来、政党に関する社会学的研究としてはM・オストロゴルス
キー、R・ミヘルス、M・ウェーバー等二、三の文献を有するにす
ぎなかつた。ところがここ数年、政党の起源・発達・政党組織・
政党制度に関する包括的著作が逐年出版される傾向にある。これ
は、政治現象、就中、国家及び政治体制一般と政党との密接な関
係、ならびに政治体制の複雑な動態を解明するに当り新しい視角
と展望を提供してくれるものといえよう。

一世代以前にR・ミヘルスによつて「政党の研究と分析は政治
学の新しい分野である」と評され、最近、S・ノイマンによつて

も「政党は現代政治の生命線であるにも拘らずそれは長く政治理
論の継子であつた」として指摘されたが、かかる政党現象の解明
に、全面的に取り組んだ最近の重要な理論的収穫の一つが、ここに
紹介を試みるM・デュヴェルジェの政党論である。本書の構成上
の多角的性格と紙幅との制約から全体にわたつて逐一内容紹介を
試みることは不可能である。そこで最初に全篇の目次内容を記し
ておこう。

一部 政党構造

一章 政党組織

一節 直接、間接構造。間接政党の諸形態。間接構造の諸要

素。

二節 基本的要素。コイカス。支部。細胞。軍隊組織。

三節 一般的接合。弱い又強い接合。水平的、垂直的接合。

集権と分権。

二章 政党員

一節 政党員概念。幹部政党と大衆政党。政党員の基準。政党員数。

二節 参与の程度。選挙人。支持者。闘士。

三節 参与の性格。全体主義的及び制限的政党。共同社会、結社、秩序。

三章 政党指導

一節 指導者選出。独裁制への傾向。表面的指導者と眞の指導者。

二節 指導における寡頭制。党内集団の形成。党内集団の構成及び更新。

三節 指導者の権威。権力の増大。権力の人格化。

四節 政党指導者と議会代表者。政党に対する議会代表者の支配。議会代表者と指導者の対抗。議会代表者に対する政党の支配。

二部 政党制度

一章 政党の数

一節 二大政党制。二大政党制の諸類型。二大政党制と選挙体制。

二節 多数政党制。多数政党制の形成。多数政党制の諸類型。多数政党制と再投票制度。多数政党制と比例代表制。

三節 単一政党。単一政党の一般的特徴。ファシスト及び共產主義単一政党。単一政党とデモクラシー。

二章 勢力と同盟

一節 政党勢力の諸類型。勢力の諸範疇。小政党論。

二節 政党勢力の発展。発展の諸類型。正常的進化と突然変異。

三節 政党同盟。同盟の諸要因。選挙、議会及び政府構成上の同盟。同盟の政治地理学。同盟間の諸關係。

三章 政党と政治体制

一節 政党と支配者の選択。政党と候補者指命。政党と固有の選挙。

二節 政党と意見の代表。二つの意見の歪曲。政党制度と意見の歪曲。

三節 政党と統治構造。政党と権力分立。政党と政府権限。政党と反対派の機能。

結論

本書の第一部を原理篇とすると第二部は、原理篇で説明し展開された一般概念、公式、法則等を政党諸制度の分析に適用した応用篇ともいえよう。全体を通じての本書の意図及び課題は政党の社会的分析と総合を通じて政党現象における諸法則を説明することにある。著者が四百数十頁にわたって試みるのは、政党の政

策、教義や、教義が政党組織に及ぼす影響力、乃至政党の社会的構成等といった問題の一般的分析ではなく、M・オストロゴルスキー、R・ミヘルスの伝統に連なる政党の社会学的研究である。

かくて、現代国家における政党制の地位、民主的政治体制と政党の相互連関といった問題観に立脚してイデオロギー的分析から更に進んで実証的研究へと政党論を展開する著者は「将来の研究—それは、いつか確実な社会学的法則の定立を可能にするであろう—を導くことのできる諸々の仮説を定式化したい」とのべ、本書の構成における特徴を明らかにしている。「現代国家における政党の組織と活動」と副題された本書は、以上にのべたような意図に従って体系的政党理論を提供せんとするものであるが、以下に紙幅の許す限り論旨の大綱を紹介し併せて若干の疑問を提起してみた。

二

全般的に政党の発達はデモクラシーの発展即ち、普通選挙権の拡張、議会権限の強化等と結びついている。議会制デモクラシーとして一般的に整備完成された西欧諸国家の国家構造がその輪郭をここ五十年殆ど不変に保持したのに拘らず「政党構造」には著しい変革現象が継起した。政党の発展を促した議会制デモクラシーは、政党自体の発展のもたらしたある種の構造著者によると細胞制度と軍隊組織はその典例Ⅱによつて、議会、選挙というその中核的組織と機能において重大な問題状況に置かれている。民主的制度の内部に生じた政党の構造変化の歴史的原因を著者は

二つ指摘する。一つは一八九〇年から一九二〇年代にわたり、ヨーロッパ社会主義諸政党が伝統的政党の閉鎖的コーカス制度に代えて地方支部制度をとつたことであり、今一つは、一九二五年から一九三〇年代にかけて共産党が職場単位にもとづく細胞組織、ファシスト政党が軍隊組織を發展させたことである。

「政党組織の構成単位」としてのこれらコーカス、支部、細胞、軍隊組織は歴史的にも略々保守系政党、社会主義諸政党、共産党、ファシスト諸政党に照応する夫々の基本要素であるが、その性格いかんによつて政党組織の強弱が第一に規制される。夫々の政党の基本要素自体の性格構造と選挙制度がそれに及ぼす影響を検討して、細胞を組織の基礎として採用したことの特に重要な意義を著者は次の如く指摘している。

即ち、従来の投票を獲得し、議員を集団化し、議員と選挙民間の接触を媒介し保持することを目論む集団としての政党概念に代つて、政党は煽動、宣伝、紀律、必要なら秘密行動の道具となり、選挙や議会討論が中心的活動でなくなるような政党概念を必要とするに至つたことがそれである。この変化の重要性はいかほど強調しても強調しすぎることはないとして著者は「この変化は政治体制と、政治体制の運営を確保するために政治体制が産み出した政治諸組織間の分裂を顕著ならしめる」とのべている。

これらの基本要素が相互にいかにか結合されているか—これは政党の一般的結合の問題—は、同政党の闘士、イデオロギー的統一、行動の能率及び戦術や原理に重要な影響力を及ぼすという見地から、政党組織の強弱を一層明確にするために使用される分類が、

水平及び垂直的結合、並びに集権及び分権的結合のそれである。これは結合一般の問題ではなく、結合がいかなる方向を指向するかの問題である。著者によると水平的垂直的リンクは政党の基礎単位を調整する様式を決定する問題であり、分権か集権かは政党指導の異なるレベル間に権力が配分される方法を定める問題である。

著者はこれらの問題へのアプローチにおいていくつかの類型化を試みる。例えば集権的リンクの類型としては民主的中央集権型独裁的中央集権型があげられ、後者がファシズム政党の指導原理として、前者は共産主義的な民主的中央集権主義の解釈を手懸りとして広く民主集中制の問題として指導者対一般卒伍の関係から考察される。(一章)

三

「黨員」という言葉は夫々の政党において決して同一の意味をもたない。黨員とはいかに定義さるべきか、各国各政党に共通な黨員測定尺度が存在するか、政党への参与の程度とは何か、参与にはいかなる種類のものが考えられるか等の問題が第二章で取扱われる。

「黨員」という概念は「幹部政党」から「大衆政党」への政党進化の産物であるが、現在では実質的に幹部政党でも大衆政党に倣い黨員制を広く採用するため厳密に両者を区別することが難しく、又純粋な幹部政党は存在しないことを予め指摘した上で、著者は両者を差別する標識を、黨員数や政党の規模ではなく構造

におく。この構造における差異は「政治的視点」と「財政的視点」の両者から説明される。「政治的視点」とは大衆の政治教育及び大衆獲得方法であり、「財政的視点」とは党資金調達方法である。幹部政党が社会的有力者と財力とに依存するのは逆に、大衆政党は数の力に依拠せざるをえない。従つて政治的にも経済的にも大衆政党にとつて黨員獲得は基本的活動の一つとなる。

大衆政党にとつてこの至上命令ともいふべき活動は理論的には幹部政党にとつて不必要であろう。だが選挙権の拡張、更にそれにもとづく社会主義政党の出現と発展、ついでナチスの抬頭は、旧政党をして次第に新たな政治状況への適応を不可避ならしめ、中産階級の幹部政党を大衆的保守政党に一般的に脱皮せしめていった。

こうした状況を背景として今黨員を「党務への一定のサービスを提供し」、「規則的に党費を納入する人」として定義し、かつそれを厳密に適用すると、幹部政党には黨員なるものは存在しないと抽象的にはいふるのである。著者は各政党の歴史的發展と黨員登録制度の考察から「黨員について一切の政党に妥当する厳密な定義を採す努力は無益に等しい」と一応の結論を導いている。

ところで公式の黨員資格制度を有しない政党においても参与の程度を異にするいくつかの集団が考えられるであろう。かかる政党を分析する場合、著者は次の三つの同心円のサークルを手がかりとする。

①地方及び全国の選挙において政党の推薦する候補者に投票する最も広汎な「選挙民」。

(一) 単なる選挙人以上のもので政党政策に賛成していることを自ら自覚し、時によつては狂熱的に政策を支持并護する「支持者」。同調者、秘密共產主義者と呼ばれる人々もこの支持者のカテゴリーに属する。

(二) 確信的闘士の集団。即ち黨員であるに止まらず、党組織や党活動を理解し更に宣伝や一般の活動を指導しさえするもの。幹部政党のコーカスマンはこの闘士に属するが、正式の黨員制度を有する政党にあつては、闘士からなる集団は黨員に次いで四番目のサークルとなる。

さて、著者がこれらの四つの一黨員制を欠く場合三つの一同心円の集団の各々及び集団間の相互関係を殊更に厳密に区別しかつ比較考察するのは何故であろうか。われわれはすでにM・ウェーバーやR・ミヘルス等によつて近代的組織に不可避的な「官僚制化」、「寡頭制化」の理論を相統しているが、著者の問題意識もそれと密接に結びついている。

われわれが民主的と名付ける制度や組織の内部に滲透し貫徹する寡頭制の程度、逆に制度や組織の民主的性格の測定に當つて、これらの集団を相互に区別し、どの集団が他の集団の利益、意思、輿論を反映し又代表しているか等の点に關し相互關係を検討することが極めて有効な方法だからである。かくて、著者は、例えば闘士からなる集団がその外側の集団の代表者として外部集団を生気づけ指導する限り、換言すると一連の同心円のサークルに一般的志向の一致がある場合、民主的の制度と呼ばれ、しかるる場合、同心円のサークルの全体的構成は寡頭制と定義されね

ばならないとべている。

参与の程度を問題にすることが科学的にも実践的にも重要な問題であることを明らかにした著者はついで、夫々のカテゴリーにおいてさえも参与の質が互に異なるという考えから参与の性格を論ずる。その手懸りはまず全体主義的政党と制限的政党の觀念、つぎにテンニースの社会理論を改訂補完した共同社会、結社、秩序の觀念に求められる。参与の性格は全体主義的政党と制限的政党とでは著しく異なる。例えばフランス急進社会党にあつては党への参与の性格は純粹に政治的で一定範圍の生活領域を超えず従つて同党は「制限的政党」であるが、共產党にあつては参与は全人格的で党生活の外に私的生活なるものが差別できないという理由から、共產党は「全体主義的政党」であると著者はいう。

更に共同社会、結社、秩序の区別は夫々の内部に滲透する連帯の性質に従つて政党の分類を可能にするだけでなく、政党の興味ある歴史的進歩の跡付けをも可能にするという視点から著者は、この社会学的概念を利用して政党の歴史的進歩を簡単に論じている。(第二章)

四

寡頭制、官僚制及び民主制という三つの概念は本章の基本的概念をなしている。

著者が政党指導の性格、構造を分析するに當つてとるアプローチは、政党組織の発達が自らの胎内にいかに寡頭制的傾向を強化しつつあるか、又その傾向に表裏していかなる問題が新たに惹起

されているかという点におかれる。このような視角は「デモクラシー」とつての危機は政党の存在そのものにあるのではなく、時々、政党が採る軍事的、宗教的、全体主義的形態にある」とする著者の民主主義観、政党観からも容易に理解できる。

問題解明の手懸りを著者は二つの点に求める。一つは「およそ一切の統治権力は寡頭制である」ということであり、今一つはそのことによつて「何等かの方法で一切の権力は正当化されねばならない」ということである。ここから導き出されるものは「すべての人間社会において権力の組織は、二つの相反する勢力一方では信念、他方では実際の必要の結果である」ということになる。近代における権力の正当性理論は「デモクラシー」におかれ、この民主主義的正当性の信念が現代においても支配的信念であることは著者も指摘する通りである。

従つて、政党の指導も「外見において民主的」「実際において寡頭的」という二重の特徴を示さざるをえず、政党は外観上の民主的な指導を提供することによつて寡頭制の実際をカバーしなげればならない。そこで著者は政党指導者の選出方法を広く検討して、指導者選出における独裁制への傾斜は各国各政党の普遍的現象であることを明らかにしている。程度の問題ではあつても独裁的要素が常に存在する以上は何等かの外装手段が試みられねばならない。そのためには二つの技術が使用される。一つは、政府がしばしば用いる手段でもあるが、選挙操作であり、今一つが眞の指導者と表面上の指導者を区別する方法である。選挙操作は民主的仮面の下に独裁的傾向を隠蔽するという効果、指導者の区別は

形式上の権力者と権力の眞の所有者との現実的識別を困難ならしめるという効果をもつことによつてその目的に役立たしめられる。

指導者選出における独裁的方法の利用は政党指導者への権力集中をもたらし、従つて政党指導も寡頭制的形態を帯びるが、著者はかかる一般の傾向が大衆の自然的保守性と内部集団形成の不可避性からも当然という。内部集団とは、政党指導の寡頭制化に照応するところの多かれ少なかれ閉鎖的な「支配階級」のことである。著者は内部集団や指導者の種別を検討して寡頭制形態に三つの類別を設ける。即ち(一)個人的寡頭制(二)制度化された官僚制的寡頭制(三)独裁政党における独裁的寡頭制がそれである。政党指導が上述のどの形態であろうと寡頭制の特徴を帯びる時、二つの大切な問題が発生する。内部集団の社会的構成とその更新という問題である。

内部集団が党員大衆の社会的構成を代表することはまず殆どなく、指導者の心理も大衆の心理と同一ではない。たとえ指導者が党員大衆と同一の社会構成に属する場合でも、彼等は大衆から遊離して内部集団を形成する傾向がある。政党における指導層の更新、内部集団の若返りといった問題がこの自然的傾向への抵抗において把握される限り解決は容易でない。何故なら指導者の更新という問題自体が、下位指導者の反対と党員大衆の保守的傾向という二つの根本障害につき当るからである。その結果著者は、指導者更新は相等程度集権的性格の党か、組織構成の緩やかな政党か又は例外的環境下においてのみ可能であると結論せざるを得ない。

えない。

組織、指導における上述の如き寡頭制への傾向は必然的に少数者に権力集中をもたらすのみでなく、最高指導者の著しい権力強化をもたらすであろう。大衆が権力に参与し、政治の舞台に政治の主体として登場して来た歴史的経過に照応して、二十世紀以来二つの中核的事実が政党の発展に見られると著者はいう。指導者の権力強化と権力の人格化がそれである。政党にとつて権力の問題が重要な問題になるのは党員数の増大という機械的要因と、規律ある団体行動及び組織によつてのみ自らを解放し、自由を集团的獲得物としてかち得たヨーロッパ、労働階級の歴史的伝統という社会的要因とにもとづく。これらの契機による党規律の高度化は権威のピラミッド化をもたらし、更に形式的な権力配分の背後の実質的権力配分は最高指導者の権力に個人的色彩を強めていく。権力の人格化の典型はファシスト党であるが、共産党においても党と最高指導者とが同一視される事情を著者はフランス共産党を例として説明する。

かかる政党発達の事情を背景として、ここに新たな形態の寡頭制の問題が提起される。即ち政党所屬議員に対する党の支配の問題である。著者はこれを、政党内閣における指導の寡頭制的性格と比較して外部的寡頭制とも名づけられるものべている。その理由は議員と政党指導者との差異を選挙人の政党員との差異に照応させ「議員は選挙人を代表し、党指導者は政党社会の首長である」とする論理によつてゐる。著者は両者の相互関係を次の三つの段階で区別する。即ち(一)議員の政党支配(二)議員と政

党指導者間における相対的均衡状態(三)党の議員支配の段階である。

デモクラシーの要請によると議員は党指導者に優越し、選挙民は党員に優越しなければならぬ筈であるに拘らず、実際には反対の現象が生じ、多くの政党にあつては党指導者が議員に指令を与える傾向が強化されていく事情を夫々の段階における両者の相互関係の分析から説明している。(第三章)

二部 政党制度

五

第一部では互いに異なる政党構造が、組織、党員、最近の指導傾向等の観点から明らかにされたが、第二部ではいくつかの類型の政党制度が分析説明される。

一党制国家を別とすると各国には二つ以上の政党が存在するが、それらいくつかの政党の共存形態と様式とが特定国の政党制度であると著者は定義する。

政党制度は、複雑な要素の産物であり、一般的原因を挙げることは容易でないが、各国に特有の政治的伝統、社会構造、宗教、人種構成、階級対立等を別とすると各国に共通な一般的原因があり、それは選挙制度であると著者は考へる。

それ故第二部の基本的視角は政党制度と選挙制度との相関関係いかんという点におかれるが、二部全体を貫く著者の三つの定式を最初に記述しておく。

(一) 比例代表制は固定的、相互独立的かつ安定的な複数政党から

なる制度を助長する。

(二) 投票多数制度 (Majority System with two-ballots) は柔軟、相互依存のかつ相対的に安定した複数の政党からなる政党制度を助長する。

(三) 単純多数単記投票制度は独立の主要政党間に権力が交替される二大政党制を助長する。

この一般の公式は第二部の背骨ともいふべきものであるが、著者はこれを政党制度の解明における第一の作業仮設であるとのべている。かくて政党制度解明の視座が選挙制度におかれることの必然的結果として選挙制度に関連した議論が非常に多く、特定政党制度が特定国家に何故に発生し、外の国では異なつた制度が存在し発展したのかといつたわれわれに最も関心ある問題は部分的に触れられてはいてもここでの中心題目ではない。

二大政党制の空間的分布、時間的継起を詳細に検討した後、著者は十九世紀以来三つの類型の二大政党制が存在したという。

(一) 財産的制限選挙制が英国の保守党対自由党の如きブルジョア二大政党制を誕生させた。

(二) 社会主義の誕生、発展によるブルジョア型二大政党制の変形又は修正の結果としてもたらされた保守党対社会主義的政党の二大政党制。この場合の社会主義的政党とは既成秩序に脅威を及ぼさない改革の党であつて革命的政党の謂ではない。

(三) 共産党対西欧型政党の対立が、イタリヤにおいて実現されつつあるような二大政党制。

以上の分類から二元的政党対立について二つの種類が区別され

る。即ち(一)二つの対抗する政党の差異は二次的目的か、又は手段に關してであり、一般的政治哲学や体制の根本的前提については、両者に根本的同意が存在する技術的な二元主義と(二)体制、政治生活様式を廻つて両者に根本的対立が存在するような形而上的の二元主義とである。

著者は二大政党制が政治社会の自然であるという一般的な考えに立脚しているが、この自然がアングロサクソン国家でのみ自由に展開し、大部分の大陸諸国家で成長を阻まれたのは何故かの理由の説明を各国政党制度の個別的研究に譲つてゐる。従つて著者がそれについて挙げる要因は決定的原因としてではなく、一般的要因として前述したところの単純多数単記投票制度が二大政党制に有利であるというだけにすぎない。そして、同選挙制度と二大政党制との間には殆ど完全な照応関係が見られるとして各国の事情を詳述している。

ところで同選挙制度はいついかなる場合でも二大政党主義に導くものであるか。こう自問して著者は、すでに二元主義が存在する場合、同選挙制度は旧政党の分裂や新政党の誕生にも拘らず長期的には二元主義を持續せしめ、又二大政党制への明白な傾向がある場合にはこの選挙制度は新たに二大政党対立を表現可能ならしめると答えている。

さて二大政党制が自然であるという著者の観点は多党制を論ずる場合の出発点である。三つ以上のいかなる数をも予想しうる多党制を固定的に類型化することは不可能である。そこで著者は多党制にアプローチするための理論的模型を立てる。即ち社会的に

自然な二元主義の傾向が、夫々の側における意見の内部的分裂と、分裂したこの意見の重層という二つの現象によつて多様に修正を蒙つた状態として多党制を考察する。保守派対急進派の自然的二元主義はこの操作に従つて(一)保守極端派(二)保守穏健派(三)急進極端派(四)急進穏健派の四つに類別される。この模型に従つて多数党制の具体的事例が選挙制度との関連で説明される。

次いで著者は単一政党制度に触れるが、マアシスト型単一政党と共産党型単一政党の機能的構造的性質の比較分析の態度はかなり客観的である。政党理論、政党構造、社会的階級的性格、体制における役割、指導構造及びエリート形成方法等の諸点に關し兩単一政党間の異同が分析される。(第一章)

六

政党勢力の測定には何等かの測定尺度を前提とするが一心三つの規準をあげることができる。(一)政党員数(二)投票者数(三)議席数がそれである。政党員数は前述したように各政党間に普遍的な党員の定義を見出すことが不可能なため、同一政党の歴史的な勢力發展の考察か、類似する政党間の勢力比較の場合にのみ使用が限定され、従つて客観的尺度としては(二)(三)が利用できるにすぎない。(一)は輿論における政党勢力、(二)は政党の統治能力を測定するものである。

著者は政党勢力のカテゴリーとして(一)議席の絶対多数を占める政党(二)主要政党(三)小政党を区別し、夫々のカテゴリーに属する政党の心理、行動様式、社会的性格、選挙制度との関連等を論述

し、ついでこのカテゴリーを基準にして民主的国家における政党進化の分析から政党勢力發展におけるいくつかの共通の發展型を探らうとする。そして次の四つの發展型をあげている。

(一)交替又は振り運動型。二大政党制下に一般的な型で政党間で交互に政権が交替される。

(二)安定配分型。交替型が政党勢力の最大の變動に照応するのとは対照的にこれは政党勢力の最大の固定性に見合う型である。

(三)左翼主義。徐々にではあるが規則的に左へのスライドを示す型で様々な型が区別される。

(四)旧政党の消滅、新政党の誕生なしに左翼政党に有利に右翼政党が弱体化される場合。

(五)全般的に二つの集団の均衡を保持しつつ夫々の内部に内的進化が見られる場合。

(六)旧左派党に対し新たに行動的、非妥協的左翼党がとつて代る場合。

(七)他の一切の政党を犠牲にして、急進的左翼政党が出現する場合。

四支配型。主要政党、絶対多数議席数をもつ政党とは概念的に異なるもので、ある政党がある時代と同一視される場合支配政党となる。即ち政党の教義、理念、方法、様式が時代のそれらと合致する時十九世紀後半の英国が自由党と同視された如く一支配政党である。換言すると輿論が支配的だと信じ、同党の敵も、投票しない市民もその優越的地位と勢力とを認める政党である。

これら諸類型はある一定期間の政党制度全体に関連して定義されたものであるが、選挙制度や政党戦略の急激な変化は、政党制度の進化というよりはむしろ突然変異とでもいふべき現象を惹起する。ここでも著者は選挙制度の重要な影響力を特に指摘する。

「夫々の政党勢力は輿論に依拠するのみでなく、輿論表現のための諸手段にも依拠する」という観点から著者は輿論の変化と選挙制度との相互関係を次のように考察している。

(一) 比例代表制は意見の正常な諸変化に鈍感で、一時的でかつ僅小のものであつても輿論の突然変化に極めて敏感なること。

(二) 単純多数単記投票制度は正常な意見の変化に極めて敏感だが根深くかつ持続的なものでなくては輿論の突然変化に鈍感であること。

(三) 単純多数二名連記制度は意見の正常な変化と突然変化との両方に比較的に鈍感なること。

このような公式は絶対法則ではなく、一般的傾向を示すものではないことを著者は断つてはいるが、この公式にもとづいて、輿論の変化を夫々の政党制度及び政党勢力に媒介するものとしての選挙投票制度が精しく説明される。

視座が選挙制度に置かれなことは前にも触れたが政党間の同盟を説明する場合にもこの方法は一貫して貫かれている。かくて著者は政党間の同盟には国民的伝統、歴史的状况、政党数等も何等かの作用を果すが決定的役割を果すのは選挙制度であるとして、同盟と選挙制度との相互関係を検討し従来如くいくつかの公式を指摘する。同盟の問題を考察するに必要な要素は簡単に触れら

れるだけで、考察の重点は選挙制度の影響力におかれていた点に著者の方法論を理解するのに注意されねばならない点であろう。

(第二章)

七

これまで考察してきた政党構造や政党制度を政治体制との統一的連関において捉えるにあたり、著者は政治体制に対する伝統的アプローチは完全に時代後れであることを指摘する。これを著者は「政党の役割を無視する古典的国家体制に関する知識は現代政治体制についての誤つた見解を与えるが、古典的国家体制を無視しても政党の役割を認識することは、現代政治体制について不完全であるとも正確な見解を提供する」と表現している。

政党の発展が政治体制に深刻な影響を及ぼしたことの重要性の指摘と併せて注意すべき点は著者のデモクラシー観である。

著者によると、最も簡潔にしてかつ現実的なデモクラシーの定義は「統治者が自由にしかつ公開の選挙により被統治者によつて選ばれる体制」である。この定義が現代の政治体制に拡大されると、現代の経済的社会的諸条件においてデモクラシーが存続しうるのは政党制度によつてであるということになる。即ち著者は、政党なき政治体制は支配者の社会的固定によつて必然的に保守的体制となるが、政党のみが卒伍からの不断のエリート形成を通じて、代表というデモクラシーの中核概念の真意を回復すると強調する。

デモクラシーは、政党の存在そのものによつて脅威を受けるの

ではなく特殊形態の政党構造によつてであるという著者の見解は
 一歩進んで、「政党という同一の動力によつてのみ政府及び議會
 という二つの同類の機械が運転可能」とされる程の重要な任務を
 課せられた政党を、現在政治体制の民主化の主要担い手として積
 極的に位置づけるまでに至つていて興味深いものがある。

著者は古典的代議論の非現実性を批判し、その理由を選挙
 及び支配者選択の機能が政党と政党制度の発展によつて著しく変
 化した事情の説明に求める。政党の存在によつて選挙人と議員、
 国民と議會との直接交渉が終りを告げた点、候補者指命に対する
 党の影響力、その様式等の分析において著者は視角を選挙制度と
 政党の内部構造におく。全体主義的政党の支配下の選挙は勿論の
 こと、複数政党制下の選挙にあつても党による候補者指命の発展
 によつて純粋な選挙から距つていく傾向が詳述される。

更に投票制度、輿論、政党制度という三者の相互関係が精しく
 検討されるが、説明は極めて機能主義的で一次的決定的要因が何
 であるかは不明確である。例えば政党制度のある変化が選挙制度
 とは独立に行われる場合を例外とすると、一般に三者の關係は相
 互規定的で、選挙制度の改革は輿論の表現に投票に間接的效果を
 及ぼすが他方輿論の構造は政党制度に反映される、更に政党制度
 は輿論の形成や表現に直接の影響力を及ぼすと同時に、選挙制度
 の改革も政党制度の修正をもたらす等の説明がなされるが、選挙
 制度の改革が決定的契機なのか、それとも政党制度の改革がある
 いは輿論の変化が決定的原因なのかは明確になされない。

著者には「助長する」「促進する」「役立つ」「有利である」

「自然の傾向である」等々の表現形式が極めて多いが、それら
 時に著者の議論を極く平面的なものとしている場合が多い。

だが著者が次のように主張する時、その意見の公平な鋭さと、
 政治現象についての広汎な知識を十分に読みとることができ
 る。即ち著者はいう。

「民主的体制が、その体制の諸原理と相容れないような警察的
 措置によつてではなく、経済的社会的下部構造の变革によつて、
 共産党を安定化し弱体化させることにもし成功しないならば、ワ
 イマル独乙がヒットラー主義に直面しなければならなかつたの
 と同様、民主的体制は新ファシズムに無力な姿勢で直面すること
 にならう。」

現代の政党現象を広い視野と展望に立つて精密に検討して、著
 者は様々な疾患を政党の構造や政党制度に認めながらも、西欧デ
 モクラシーの貴重な遺産である自由は政党制度と矛盾しないと主
 張する。そして、伝統的な「人民による人民の支配」というデモ
 クラシーの定式は現代の諸条件下では「人民の中から生れるエリ
 ートによる人民の支配」とつて代られねばならず、この新しい
 エリートは不断の形成こそ政党によつてのみ可能だと本書を結ん
 でいる。(三章及び結論)

本書は政党現象を貫く歴史的法則の究明を目的とするよりも、
 現代国家における政党の位置を念頭におきつつ政党現象の類型学
 を構成するところに特徴のあることがほほ以上によつて明らかに
 された。従つて様々な類型構成、根本的傾向についての数多くの
 公式の列挙と説明は極めて多く、このことが又類書に見られな

つた本書の長所とも短所ともなつていよう思われる。公式よりも公式に達するまでの議論の過程に鋭利かつ独自の解釈を窺みとりうるが、S・E・フアイナーによつても指摘されたごとく総体的に図式主義におち入る傾向があるといつた印象が残る。現象相互間の関係についても用意周到な観察を下すが、相互作用は機能主義的にアプローチされ根本的要因が方法的に明確にされない。政治学的法則を決定するに当つてのこの慎重な著者の態度は著者自身の本書の限界と欠陥の自覚に根指してはいるが、例えば(1)選挙制度の影響力は必ずしも決定的でない(2)根本的傾向を示唆するだけである(3)外の要素も作用する(4)例外的現象がある(5)この公式、仮設が字義通り応用されてはならない等、著者の公式の説明における頻繁な限定条件は今少しく体系的に整理して欲しかったという期待を起こさせる。

公式の裏付けが具体的実証的になされながら一豊富な実例を示しえなかつたが—公式自体が形式的静態的なのは、著者が機能的アプローチに従う結果であろうが、二部で特に選挙制度に視角がおかれながらそのために統一的説明の破綻に終る場合が多い。概念使用も時には著しく曖昧であり、著者独自の用語法が図式主義に災されて科学的厳密性を欠いている箇所、更に公式の説明において資料選択の基準と方法とが厳密に客観的とはいえない箇所も随所に見受けられる。この点に關し、歴史的文脈における分析と論理的次元での分析との混同が特に目についた。

以上色々註文とも疑問ともつかないものを列挙したが筆者の最大の不満は本書が社会構造論を方法的に欠いているという点で

ある。政党の構造と政党制度の分析が社会構造との全体的文脈においてなされなかつたため数多くの公式、及び概念操作が非歴史的であり、形式的になつていよう思われる。

本書がこれまでの政党研究の集大成になつていようか、又A・ケレイジアの説くごとくR・ミハエルの「Oligarchy」の理論の民主的側面」を正当に展開したものであるかどうかは別としても、今後の政党研究に有力な手懸りを与えてくれるという意味で著者の最初の意図は十分成功したものだといえよう。各国における豊富な資料を駆使し、実証的裏付けを背後に用意しながら展開される著者の議論から、今後の研究に當つて貴重な示唆を受けとることができたが、筆者の未熟からその一端すら紹介できなかったことをお詫びしなければならない。

政党と統治構造との関係、政党の政治指導の問題、政党と社会構造との連関等今後の研究に委ねられた問題は余りにも多い。それらの問題について詳細な理論構成を試みることは将来の課題であるが、本書はそのための有力な理論的武器を与えてくれるものといえよう。

註 筆者が直接参照することのできた本書の書評は Political Studies, Vol. II, No. 3, Oct. 1954 と World Politics, Vol. 6, 1953) 及び A. P. S. R. Vol. XLVI, No. 2 の三つである。

本書は一九五一年のフランス語版の英訳であるが一九五四年フランス語版の第二版が出版されたようである。まだ入手していないが本書は初版の英訳(一九五四年)であることをお断りしておきたい。